

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 金融商品取引法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格 9,930 円に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(9,930 円×4,700 株)

－ (7,940 円×200 株+7,970 円×400 株+7,990 円×200 株
+8,030 円×200 株+8,050 円×200 株+8,080 円×200 株
+8,100 円×700 株+8,120 円×400 株+8,130 円×200 株
+8,190 円×200 株+8,210 円×200 株+8,220 円×300 株
+8,240 円×400 株+8,250 円×100 株+8,270 円×200 株
+8,290 円×200 株+8,350 円×400 株)

=8,402,000 円

2. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記1. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、8,400,000 円となる。